

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

- 1 条例改正の目的

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、狩猟税及び地方消費税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 県民税
 - ア 法人の県民税の均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。（第47条第1項）
 - (イ) 資本金等の額が資本金と資本準備金との合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金との合算額とする措置を講ずること。（第47条第3項から第5項まで）
 - イ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長すること。（付則第9条の2）
 - (2) 法人の事業税
 - ア 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円超の普通法人の事業税の税率について、次のとおりとすること。（第58条）

付加価値割	資本割	所得割	
100分の0.72 （現行 100分の0.48）	100分の0.3 （現行 100分の0.2）	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1 （現行 100分の3.8）
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6 （現行 100分の5.5）
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の6 （現行 100分の7.2）

- イ アに伴い、資本金が1億円超の普通法人のうち平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から零までの間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずること。（高知県税条例等の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第48号）附則第5項から第8項まで）
- ウ 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る資本

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例（3・31掲示）	7

金 1 億円超の普通法人の事業税の所得割について、税率を次のとおりとすること。
（付則第13条の2）

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.6（現行 100分の2.2）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.3（現行 100分の3.2）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.1（現行 100分の4.3）

（3）不動産取得税

- ア 不動産取得税の徴収猶予の取消しに係る規定を準用する規定を追加すること。
（第86条の2、第86条の3、第86条の4、第86条の5、第87条及び第88条）
- イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第17条の2）
- ウ 住宅及び土地の取得に係る税率（本則 4パーセント）を3パーセントとする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（付則第18条）
- エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第18条の2）
- オ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該改修工事を行った住宅性能向上改修住宅を個人に対して譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずること。（付則第18条の3）
- カ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（付則第19条）

（4）自動車取得税

- ア 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2第2項）
- （ア）次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。
- （b）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- （c）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら

れたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- b 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- （b）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- （c）エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- （b）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- （c）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- （b）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- （c）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- （イ）次に掲げる軽油自動車
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- （b）窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- （c）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- （b）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- （a）平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「平成21年軽

- 油重量車基準」という。)に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2第3項）
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

- ずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（付則第22条の2第4項）
- (ア) 次に掲げるガソリン自動車
- a 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- c 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のい

- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 次に掲げる軽油自動車
- a 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- b 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- c 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- d 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- (b) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- エ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率をこの特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（付則第22条の2第5項）
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2の3第1項から第

5項まで）

- (ア) 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
- a 電気自動車
- b 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動車
- c プラグインハイブリッド自動車
- d 新法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動車
- e 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）
- (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。
- (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。
- f 新法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車
- g 新法附則第12条の2の2第2項第5号ハに掲げる軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- (イ) 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。
- a アの(ア)のガソリン自動車
- b 次に掲げる自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
- (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
- (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化

- 物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。
- (c) アの(イ)のc又はdの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- (ウ) 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。
- a イの(ア)のガソリン自動車
- b 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
- (a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。
- (b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- i 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ii 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- iii エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。
- (c) イの(イ)のc又はdの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- (エ) 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。
- a ウの(ア)のガソリン自動車
- b 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。
- c ウの(イ)のc又はdの軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）
- (オ) 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。
- a エのガソリン自動車
- b 次に掲げるガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの
- (a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。
- カ 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登

- 録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2の3第6項）
- キ 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2の3第7項）
- ク 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること。（付則第22条の2の3第8項）
- ケ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（（エ）のトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。（付則第22条の2の3第9項）
- (ア) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
- (イ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (ウ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (エ) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- コ ケの(エ)のトラックのうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。（付則第22条の2の3第10項）
- サ 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（（オ）のトラックにあつては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。（付則第22条の2の3第11項）
- (ア) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合

- するもの
- (イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (オ) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- (5) 軽油引取税
- ア 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、次に掲げる軽油の引取りを対象から除外した上、その適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（付則第22条の4第1項）
- (ア) 海上保安庁が設置し、及び管理する航路標識の電源の用途に供する軽油の引取り
- (イ) 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者が警察の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り
- (ウ) 消防庁又は地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り
- (エ) 陶磁器製造業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成又は乾燥の用途に供する軽油の引取り
- イ 課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間について、当該書面の交付を受けた日から3年を経過する日が平成30年3月31日以後に到来する場合は、同日とすること。（付則第22条の4第2項）
- (6) 狩猟税
- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずること。（付則第28条の2）
- イ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずること。（付則第28条の3第1項）
- ウ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を

除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずること。（付則第28条の3第2項）

エ アからウまでの特例措置について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日の前日までの間における経過措置を講ずること。（高知県税条例等の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第48号）附則第14項）

(7) 地方消費税
地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2パーセント）への引上げ等の施行期日を平成29年4月1日とすること。（高知県税条例の一部を改正する条例（平成25年高知県条例第59号）附則第1項）

(8) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

 条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成27年3月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第48号

高知県税条例等の一部を改正する条例
 （高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項の表1の項オ中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。」を「法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額（」に改め、同条に次の3項を加える。

3 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表1の項オ中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（同法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令第8条の5第1項に規定する日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表2の項から5の項までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「政令第8条の5第2項に規定する日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第1項から第3項までの規定中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第4項中「」において「」において読み替えて」に改め、同条第5項中「同条第3項において」を「同条第3項において読み替えて」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改め、同条第6項、第7項、第9項及び第10項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第49条第1項及び第49条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第49条の3第1項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に、「規定によって」を「規定により」に改める。

第53条第1項第1号イ中「規定によって」を「規定により」に改める。

第58条第1項中「を除く」を「を除く。第3項において同じ」に改め、同項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウの表中「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の5.5」を「100分の4.6」に、「100分の7.2」を「100分の6」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.48」を「100分の0.72」に改め、同号イ中「100分の0.2」を「100分の0.3」に改め、同号ウ中「100分の7.2」を「100分の6」に改める。

第71条第7項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第8項第4号中「主体構造部の取得者の所有に属する部分の価額及び附帯設備」を「附帯設備に属する部分」に改め、同条第10項中「定めるところによって」を「定めるところにより」に改め、同条第11項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第77条第3項中「定めるところによって」を「定めるところにより」に改める。

第79条第2項中「規則に」を「規則で」に改める。

第82条中「規定によって」を「規定により」に、「あわせて規則に」を「併せて規則で」に改める。

第83条第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「同条第2項」を「政令第39条の2の4第2項」に改め、同条第5項中「定めるところによって」を「定めるところにより」に改める。

第84条第2項中「規則に」を「規則で」に改める。

第85条中「規定によって」を「規定により」に、「第83条第1項第1号又は第2項第1号」を「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」に改める。

第86条第1項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第2項中「規則に」を「規則で」に改める。

第86条の2第2項中「規則に」を「規則で」に改め、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第85条の規定は、第3項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第86条の2第3項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第86条の3第2項中「規則に」を「規則で」に改め、同項第1号中「住所」を「住所又は所在地」に改め、同項第5号を次のように改める。

（5）譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた公共事業の名称

第86条の3第7項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第85条の規定は、第3項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第86条の3第3項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第86条の4第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第85条の規定は、第2項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第86条の4第2項」と、「第83条

第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第86条の5第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第85条の規定は、第2項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第86条の5第2項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第87条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第85条の規定は、第2項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第87条第2項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第88条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第85条の規定は、第2項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第88条第2項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

第89条第1項第3号中「必要と」を「必要であると」に改め、同条第2項中「補てんされるべき」を「補填されるべき」に改め、同条第3項中「規定によって」を「規定に基づき」に、「該当するもの」を「掲げる不動産」に改める。

第119条第3項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「当該登録前」を「当該新規登録前」に、「第60条」を「第60条第1項後段」に、「自動車検査証の交付を」を「車両番号の指定を」に、「場合に限る」を「ものに限る」に、「第97条の3」を「第97条の3第1項」に、「登録、自動車検査証の交付」を「新規登録、車両番号の指定」に改める。

第124条第1項第1号中「第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（）」を「第7条第1項に規定する新規登録、同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同法第59条第1項に規定する）」に、「第97条の3」を「第97条の3第1項」に、「登録、検査」を「新規登録、車両番号の指定」に改め、同項第2号中「第13条」を「第13条第1項」に、「登録」を「移転登録」に改め、同条第2項中「はってしなければ」を「貼ってしなければ」に改める。

第140条、第141条の3第1項及び第3項、第141条の6第1項並びに第141条の15中「規定によって」を「規定により」に改める。

第205条第1項中「知事の」を「知事が」に、「県の」を「県が」に、「規則に」を「規則で」に、「をはり付けなければ」を「（以下この項において「証紙」という。）を貼り付けなければ」に改め、同条第2項中「同項第2号及び第4号」を「それぞれ同項第2号又は第4号の規定」に改める。

付則第9条の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第13条の2中「平成26年10月1日」を「平成27年4月1日」に、「100分の3.8」を「100分の3.1」に、「100分の2.2」と、「100分の5.5」を「100分の1.6」と、「100分の4.6」に、「100分の3.2」を「100分の2.3」に、「100分の7.2」を「100分の6」に、「100分の4.3」を「100分の3.1」に改める。

付則第17条の2中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

付則第18条第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項中「又は第86条の3第1項」を「若しくは第86条の3第1項又は付則第18条の3第1項」に改める。

付則第18条の2中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「同条第2項に規定するものについて）」を「政令第39条の2の4第2項に規定するものについて）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第18条の3 知事は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（第75条の2第1項に規定する共同住宅等）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であって、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令第9条の3第1項に規定するものを行った後、当該改修工事を行った当該改修工事対象住宅で同条第2項に規定するもの（以下この項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成29年3月31日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた高知県税条例第75条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項等を記載した規則で定める様式による申請書にその理由を証明する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 改修工事対象住宅の新築及び取得の年月日
- (3) 改修工事対象住宅の構造及び床面積

3 知事は、宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該宅地建物取引業者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該改修工事対象住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

4 第84条第2項の規定は、前項の申告について準用する。

5 第85条の規定は、第3項の規定により徴収猶予をした場合について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第18条の3第3項」と、「第83条第1項第1号若しくは第2項第1号」とあるのは「同条第1項」と読み替えるも

のとする。

6 知事は、改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請に基づいて当該徴収金を還付するものとする。

7 第86条第2項の規定は、前項の還付の申請について準用する。

8 第71条第9項の規定は、第6項の規定による還付をする場合について準用する。

付則第19条第1項及び第3項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第22条の2第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項に規定する新規登録」に、「第59条の規定による検査（）」を「第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同法第59条第1項に規定する）」に、「付則第22条の2の3第4項から第7項まで」を「付則第22条の2の3第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第1号中「次項第1号において同じ」を「以下同じ」に改め、同号ア中「又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア（ア）中「以下この条において」を「以下」に改め、同号ア（ウ）中「第4項において」を「以下」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第12条の2の3第2項第1号ハ」を「附則第12条の2の3第2項第1号ニ」に改め、同号ウ（ウ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第12条の2の3第2項第1号ロ」を「附則第12条の2の3第2項第1号ハ」に改め、同号イ（ウ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第2項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び付則第22条の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第2項第2号中「次項第2号」を「以下この条」に改め、同号ア（ウ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イ（イ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウ（ウ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エ（イ）中「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第3項中「付則第22条の2の3第4項から第7項まで」を「付則第22条の2の3第6項から第11項まで」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「この項」を「この項の規定」に改め、同項第1号ア中「又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア（ウ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成32年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ウ中「附則第12条の2の3第3項第1号ハ」を「附則第12条の2の3第3項第1号ニ」に改め、同号ウ（ウ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「附則第12条の2の3第3項第1号ロ」を「附則第12条の2の3第3項第1号ハ」に改め、同号イ（ウ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成27

年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第3項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの
（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2第3項第2号ア（ウ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」に改め、同号イ（イ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号ウ（ウ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」を「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」に改め、同号エ（イ）中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は付則第22条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

（1）次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号イに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ロに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第1号ハに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を

- 乗じて得た数値以上であること。
- (2) 次に掲げる軽油自動車
- ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ハに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第4項第2号ニに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- 付則第22条の2に次の1項を加える。
- 5 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の3第5項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は付則第22条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。
- (1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- 付則第22条の2の3第1項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、

同項第4号中「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として法附則第12条の2の5第1項第5号に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として同号に規定する総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下この条において「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第1項第5号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第2項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「30万円」を「35万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）
- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号イに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第2項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの
- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第3項中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「15万円」を「25万円」に改め、同項第1号中「（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号イに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第3項第2号ロに規定する総務省令で定めるもの

（ア）平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ）窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ）エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の2の3第8項中「附則第12条の2の5第8項」を「附則第12条の2の5第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の2項を加える。

10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の5第10項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の5第11項に規定する総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日（第5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

（1）車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

（2）車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

（3）車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に

適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

（4）車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

（5）車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

付則第22条の2の3第7項中「自動車（法附則第12条の2の5第7項）を「自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）を備えるもの（法附則第12条の2の5第9項）に、「平成27年3月31日（第1号に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるもの及び第3号）を「平成29年3月31日（第4号）に、「平成26年10月31日」を「平成28年10月31日」に、「350万円」を「525万円」に改め、同項第1号中「を超える」を「を超え12トン以下の」に、「附則第12条の2の5第7項第1号」を「附則第12条の2の5第9項第1号」に、「であって」を「（第11項において「バス等」という。）であって」に、「平成25年1月27日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置に係る」を「車両安定性制御装置に係る」に、「技術基準（以下この項において「制動装置保安基準」という。）で同号に規定する総務省令で定めるもの」を「技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号に規定する総務省令で定めるもの（以下この条において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」に改め、同項第2号中「8トンを超える」を「3.5トンを超え8トン以下の」に、「附則第12条の2の5第7項第2号」を「附則第12条の2の5第9項第2号」に、「を除く」を「を除く。以下この条において同じ」に、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で同号に規定する総務省令で定めるもの」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項第3号中「13トンを超える」を「8トンを超え20トン以下の」に改め、「（法附則第12条の2の5第7項第3号に規定する総務省令で定めるけん引自動車に限る。）」を削り、「平成24年4月1日」を「平成28年2月1日」に、「制動装置保安基準で同号に規定する総務省令で定めるもの」を「車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第9項とする。

（4）車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車

両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

付則第22条の2の3第6項中「附則第12条の2の5第6項」を「附則第12条の2の5第8項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の5第6項第2号」を「附則第12条の2の5第8項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「附則第12条の2の5第5項」を「附則第12条の2の5第7項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「付則第22条の2の3第5項」を「付則第22条の2の3第7項」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の5第5項第2号」を「附則第12条の2の5第7項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「附則第12条の2の5第4項」を「附則第12条の2の5第6項」に、「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第12条の2の5第4項第2号」を「附則第12条の2の5第6項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第22条の2第4項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第4項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 付則第22条の2第4項第2号ウ又はエに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第22条の2第5項に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の5第5項第2号に規定する総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

付則第22条の4第1項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項

の表2の項及び3の項を削り、同表4の項中「の使用する機械を管理する者」を削り、「自衛隊の使用する通信」を「通信」に、「受けている」を「受けている同法第2条第2項に規定する」に、「機械で政令附則第10条の2の2第1項の表第2号」を「ものでレーダー、射撃統制装置その他政令附則第10条の2の2第2項」に改め、同項を同表2の項とし、同表5の項を削り、同表6の項を同表3の項とし、同表7の項中「附則第10条の2の2第4項」を「附則第10条の2の2第5項」に改め、同項を同表4の項とし、同表中8の項を削り、9の項を5の項とし、10の項を6の項とし、11の項を7の項とし、12の項を8の項とし、同表13の項中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同項を同表9の項とし、同表14の項中「附則第10条の2の2第6項の表」を「附則第10条の2の2第7項の表」に改め、同項を同表10の項とし、同表中15の項を11の項とし、16の項を12の項とし、17の項を13の項とし、18の項を14の項とし、同表19の項中「附則第10条の2の2第6項の表」を「附則第10条の2の2第7項の表」に改め、同項を同表15の項とし、同表20の項を同表16の項とし、同表21の項中「附則第10条の2の2第6項の表」を「附則第10条の2の2第7項の表」に改め、同項を同表17の項とし、同表22の項中「附則第10条の2の2第6項の表」を「附則第10条の2の2第7項の表」に改め、同項を同表18の項とし、同表23の項中「附則第10条の2の2第6項の表」を「附則第10条の2の2第7項の表」に改め、同項を同表19の項とし、同表24の項を同表20の項とし、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

付則第28条の2を次のように改める。

（狩猟税の課税免除の特例）

第28条の2 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第202条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

付則第28条の2の次に次の1条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第28条の3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第202条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保

- 7 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、新条例付則第13条の2の規定により読み替えられた新条例第58条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が地方税法等改正法附則第8条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- 8 新条例第53条第1項第1号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が地方税法等改正法附則第8条第4項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合にあっては、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。
- （不動産取得税に関する経過措置）
- 9 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）
- 10 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- （軽油引取税に関する経過措置）
- 11 新条例付則第22条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- （狩猟税に関する経過措置）
- 12 新条例付則第28条の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 13 新条例付則第28条の3の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 14 施行日から鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日の前日までの間における新条例付則第28条の2及び第28条の3の規定の適用については、新条例付則第28条の2中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護管理法」という）」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」という）」と、新条例付則第28条の3第1項中「鳥獣保護管理法第56条」とあるのは「鳥獣保護法第56条」と、「鳥獣保護管理法第9条第1項」とあるのは「鳥獣保護法第9条第1項」と、「鳥獣保護管理法第2条第9項」とあるのは「鳥獣保護法第2条第5項」と、同条第2項中「（鳥獣保護管理法第9条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は）」とあるのは「（鳥獣保護法第9条第8項（）」と、「従事者をいい、鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「従事者をいう」と、「鳥獣保護管理法第9条第8項」とあるのは「、鳥獣保護法第9条第8項」

- と、「受けた鳥獣保護管理法第9条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は）」とあるのは「受けた鳥獣保護法第9条第8項（）」と、「者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。
- （高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 15 高知県税条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第18号）の一部を次のように改正する。
- 本則及び附則ただし書中「及び付則第28条の2第1号」を削る。